

	<p>国および都の期間再延長を受けて 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</p>
<p>と き</p>	<p>5月31日（月）決定</p>
<p>と ころ</p>	<p>練馬区役所（豊玉北6-12-1）</p>
<p>5月28日、国は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、東京都などを対象とした緊急事態宣言の期間を6月20日まで延長した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置の期間を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、6月1日から20日まで対応する。6月21日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年5月31日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】（変更なし）

- (1) 区民の皆様は、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【区立施設における変更点】

施設の種別など	4/25～5/31	再延長後(6/1～6/20)
美術館、 石神井公園ふるさと文化館	休館	入場整理を実施して開館
体育館、プール	休館	開場時間を午後9時まで

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027